

呉市幼児教育振興計画

—平成28年度～平成32年度—

(案)

平成28年3月

呉市

始めに

現在、我が国の人口は減少傾向にあり、呉市においても、今後ますます少子高齢化が進んでいくと予想されています。呉市では、人口減少に歯止めを掛けるとともに、地域を活性化することを通じて、将来にわたり豊かで活力あふれる社会を構築するため、「まち・ひと・しごと創生」を積極的に展開しています。

このためには、未来を担う人材の育成が欠かせません。特に、「ひとづくり」の基礎となる乳幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて重要な役割を担っています。

国におきましては、社会全体で、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みの構築を目的とした「子ども・子育て支援法」を始めとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年4月から施行されました。

これを踏まえ、呉市においても、平成27年3月に「呉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を推進しております。広島県においても「ひろしまファミリー夢プラン（平成27年3月）」が策定され、子どもや子育て家庭、夫婦、若者などが直面する課題に対し幅広く支援できるよう総合的に施策が推進されています。

こうした状況を踏まえ、この度、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画期間とする「呉市幼児教育振興計画」を策定いたしました。

本計画では、0才児から小学校就学前の子どもを対象とした幼児教育を取り上げ、家庭や地域、保育所（園）・幼稚園・認定こども園等が連携し、総合的に質の高い幼児教育を提供することを目指しています。

今後、呉市における幼児教育の充実を目指して本計画の着実な推進に努めてまいりますので、一層の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、御意見を頂いた「呉市保幼小連携に関する代表者会」の委員を始め、関係機関の皆様、貴重な御意見をお寄せいただきました方々に心から厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

呉市教育委員会 教育長 工田 隆

写真

イメージ：乳幼児と教育長とのふれあい

目次

第1章 計画策定の趣旨	
1 計画策定の目的	1
2 関連計画との整合性	1
3 計画期間	1
第2章 幼児教育の現状と課題	
1 幼児教育を取り巻く状況	2
2 呉市における幼児教育の課題	3
第3章 基本的な考え方	
1 基本方針	3
2 基本目標	3
第4章 幼児教育の充実を図るための取組	
1 教育内容の充実	5
2 「保育士・教員等」の資質の向上	6
3 地域ぐるみの教育の推進	6
4 保幼小連携教育の推進	7
第5章 計画の推進	
1 推進体制	8
2 進捗の管理・評価	8
資料	9

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

乳幼児期の教育は、目先の結果のみを期待しているのではなく、生涯にわたる学習の基礎を作ること、「後伸（あとの）びする力」を培うことを重視しています。保育所（園）・幼稚園・認定こども園等では、身体感覚を伴う活動を経験することによって、豊かな感性を養うとともに、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探究心を培い、小学校以降における教科の内容等について実感を伴って深く理解することにつながる「学習の芽生え」を育むことが必要です。

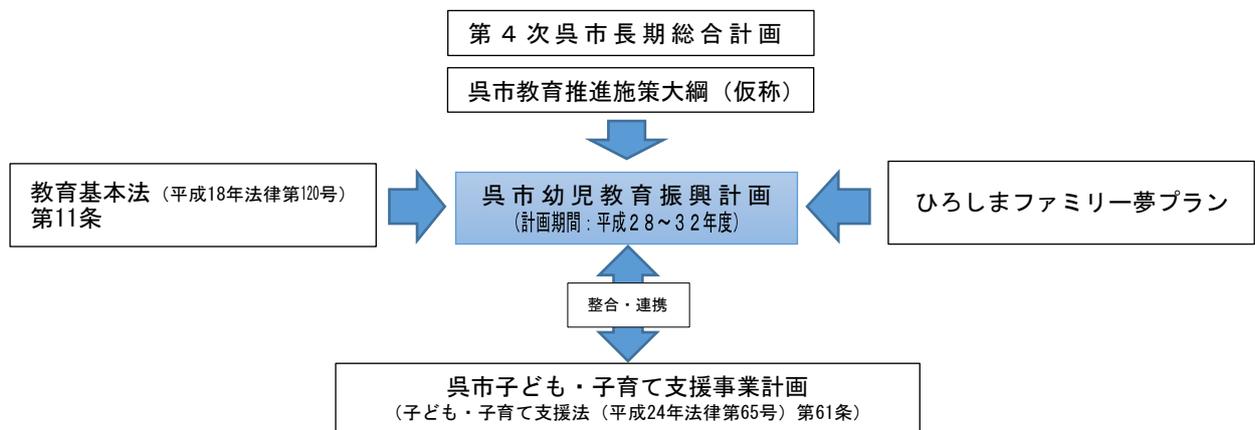
呉市では、まちづくりの基本方針として策定した「第4次呉市長期総合計画（H23～H32）」において定めた将来都市像『絆』と『活力』を創造する都市・くれを実現するための重点戦略の一つとして「人づくり」を掲げ、「未来を担う人材の育成」に重点的に取り組むとともに、平成27年3月には、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域全体で支援する環境を整備することを目的として「呉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ」を基本理念として、子ども・子育てに関する施策を推進しています。

広島県では、平成27年3月に「ひろしまファミリー夢プラン」を策定し、『家族で住むならこのまちで！』と選ばれるファミリーフレンドリーな魅力あふれる広島県を目指して、たくましく健やかに生きる力を持つ子どもたちを育成する環境整備が進められています。

こうした動向を受けて、本市の幼児教育の現状と課題を踏まえた検討を行い、今後の幼児教育の充実を図るための施策の指針となる「呉市幼児教育振興計画」を策定するものです。

2 関連計画との整合性

本計画は、市のまちづくりの基本となる「第4次呉市長期総合計画」や、今後策定する「呉市教育推進施策大綱（仮称）」を上位計画として、他の関連する計画と整合性を図りながら、施策を推進していきます。



3 計画期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

また、計画期間中においても、国や県の動向や本市の状況の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第2章 幼児教育の現状と課題

1 幼児教育を取り巻く状況

人の一生において、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。乳幼児は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは規範意識の涵養・社会性の定着に向けて、人間として、社会の一員として、より良く生きるための基礎を獲得していきます。

乳幼児期は、知的・感情的な面、人間関係の面でも、日々急速に成長する時期でもあるため、この時期に経験しておかなければならないことを十分に行わせることは、将来、人間として充実した生活を送る上で不可欠です。

乳幼児の生活は、家庭、地域社会、保育所（園）・幼稚園・認定こども園等の間で連続的に営まれており、この中で連携がなされ、幼児教育が全体として豊かなものになって初めて、乳幼児の健やかな成長が保障されます。こうしたことから、幼児教育に関わる、家庭や地域社会には、乳幼児の持つ良さや乳幼児の可能性の芽を伸ばす努力が求められます。

また、呉市には平成27年5月1日現在で、私立保育所（園）33か所、公立保育所14か所、私立幼稚園28園、公立幼稚園2園、認定こども園3園があり、それぞれ、保育所（園）の在籍児童数は3,546人、幼稚園の在籍園児数は2,904人、認定こども園の在籍児童数は244人となっています。（※1）

保育所（園）・幼稚園・認定こども園においては、それぞれ「保育所保育指針」（平成20年厚生労働省告示第141号）「幼稚園教育要領」（平成20年文部科学省告示第26号）「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づいた幼児教育を充実させることが必要であり、次代を担う子どもたちが、人間として心豊かにたくましく生きる力を身に付けられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う普遍的かつ重要な役割を担っています。そのため、保育士・教員には、乳幼児一人一人の内面に潜む芽生えを理解し、その芽を引き出し伸ばすために、乳幼児の主体的な活動を促す環境を計画的に設定することができる専門的な能力が求められるとともに、市全体として、更に質の高い幼児教育の振興を目指し、共通の方針を定めていく必要があります。

また、学校教育の始まりとして幼児教育を捉えれば、幼児教育は知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康・体力」から成る、「生きる力」の基礎を育成する役割を担っています。そのため、乳幼児期の教育と児童期の教育が円滑に接続し、体系的な教育が組織的に行われるようにすることが求められています。

全国的に見ると、近年、子どもの育ちが変化しており、基本的な生活習慣の欠如、食生活の乱れ、自制心や規範意識の希薄化、運動能力の低下、コミュニケーション能力の不足、小学校生活にうまく適応できないなどの課題が指摘されています。

また、社会状況の変化による家庭や地域の教育力の低下の中、保護者の子育てに対する不安を解消し、親がその喜びを感じることができるよう、子どものより良い育ちを実現する子育ての支援が求められており、このような状況の中、平成24年度に、子ども・

子育て関連3法^(※2)が制定され、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、質の高い乳幼児期の保育・学校教育を総合的に提供するための取組が進められています。

2 呉市における幼児教育の課題

前述した幼児教育を取り巻く状況を踏まえ、本市の幼児教育の主要な課題を次のように捉えています。

- (1) 小学校以降の「生活や学習の基盤」につながる基本的な生活習慣、基礎的な体力、人と関わり合う力等を計画的に育成したり、一人一人に応じた特別支援教育を推進したりするための「保育課程」や「教育課程」の改善と、それに基づく具体的な保育・教育内容を充実する必要があります。
- (2) 保育所保育指針・幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた研修を充実させる必要があります。
- (3) 地域ぐるみで乳幼児を育てるシステムを構築するため、開かれた園・所づくりを進め、地域の多様な人との交流を始めとする、家庭や地域と一体となった取組の推進を図る必要があります。
- (4) 乳幼児と児童の交流、保幼小が連携したカリキュラムの研究や、保育士・教員の相互理解を促進するための合同研修等、研修機会の確保や研修内容の充実を図る必要があります。

第3章 基本的な考え方

1 基本方針

本計画における「幼児教育」とは、0歳児から小学校就学前の子どもを対象とした、乳幼児に対する教育を総称したものです。具体的には、保育所（園）・幼稚園・認定こども園等における教育、家庭における教育、地域社会における教育を含みます。

幼児教育の振興については、専門施設である保育所（園）・幼稚園・認定こども園等を中心とした幼児教育の機能をより一層拡大し、保育士・教員等の資質の向上を図るとともに、家庭や地域社会が、自らその教育力の再生・向上をし、それぞれが教育機能を発揮して、総合的に幼児教育が提供されることが必要です。そして、乳幼児の発達や学びの連続性を踏まえた小学校教育との連携・接続が円滑に行われることが必要です。

このような幼児教育の充実に向け、本計画において四つの基本目標を定めます。

2 基本目標

(1) 教育内容の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

子どもの健やかな成長のために、時代の変化やニーズに的確に対応した教育内容にしていくことが重要です。

教育内容を充実させるため、次の五つの重点目標を設定します。

- ア 保育課程・教育課程の充実
- イ 豊かな心と健やかな体の育成
- ウ 言葉に対する感覚や表現する力の育成
- エ 特別支援教育の推進
- オ 情報提供と評価体制

(2) 「保育士・教員等」の資質の向上

保育士・教員等は、乳幼児の発達を理解し、活動の場面に応じて適切に指導することが必要です。

保育士・教員等の資質向上のため、次の二つの重点目標を設定します。

- ア 研修機会の確保
- イ 研修内容の充実

(3) 地域ぐるみの教育の推進

乳幼児は、地域の人々と交流することで、地域の文化や知恵に触れ、地域の良さを感じることができます。また、地域の人々が、乳幼児や保育所（園）・幼稚園・認定こども園等に関心を持ち、関わっていくことは、地域ぐるみの幼児教育を活性化することにつながります。

地域ぐるみの教育の推進のため、次の三つの重点目標を設定します。

- ア 地域における子どもの居場所や活動の場の確保
- イ 家庭教育への支援の充実
- ウ 交流の充実

(4) 保幼小連携教育の推進

保育所（園）・幼稚園・認定こども園等が相互に理解し連携することで、乳幼児の発達を踏まえた、より充実した保育・教育を行うことが可能となります。

また、呉市が現在推進している義務教育9年間を見通した小中一貫教育に加え、乳幼児期の教育から小学校の教育への円滑な接続を行うことも重要です。

保幼小連携教育の推進のため、次の二つの重点目標を設定します。

- ア 保育所（園）・幼稚園・認定こども園等相互の連携
- イ 保育所（園）・幼稚園・認定こども園等と小学校の連携

第4章 幼児教育の充実を図るための取組

具体的な取組に当たっては、教育委員会と福祉保健部等の関係機関が連携し、次に掲げる取組を、保育所（園）・幼稚園・認定こども園等とともに推進します。

また、各保育所（園）・幼稚園・認定こども園等においては、それぞれの実情に即した保育課程・教育課程等を作成し、幼児教育充実のための具体的な取組を進めることが必要です。

1 教育内容の充実

(1) 保育課程・教育課程の充実

計画的、具体的な幼児教育の取組の推進

保育課程・教育課程の作成状況や実施状況を把握し、その充実を図ります。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

ア 心を動かす体験の充実

地域の自然環境を生かした遊びや園庭での遊び等、心動かす体験の重要性の啓発に努めます。

イ 生活習慣の確立

早寝、早起き等の規則正しい生活習慣の定着を図ります。

また、物事のけじめをつける習慣を身に付けるため、決められた場所にくつろえができる子どもを育てます。

ウ 望ましい食習慣の確立

朝食をとって登所（園）する取組を推進します。

(3) 言葉に対する感覚や表現する力の育成

ア 返事やあいさつができる子どもの育成

名前を呼ばれたら「はい」と明るい返事ができる子どもを育てます。

また、様々な人と関わる活動を通して、家族・先生・友達と元気よくあいさつができる子どもを育てます。

イ 絵本に親しむ活動の充実

絵本などの読み聞かせを推進することで、豊かな心を育て、思考力、判断力、表現力などを育む読書への意欲を高めることにつなげます。

乳幼児が魅力的で楽しい本と出会えるよう、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、家庭、地域等において、乳幼児期から本に親しむ機会を提供するとともに、家庭への啓発を進めていきます。

(4) 特別支援教育の推進

ア 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成

保健・医療・福祉・教育等の専門機関との円滑な連携の下、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、共通理解を図りながら特別支援教育の充実を推進します。

また、これらの計画を、就学の際には確実に小学校へと引き継げるようにしていきます。

イ 保育士・教員等の専門性を高める研修の充実

保健・医療・福祉・教育等の専門機関との連携の中で、子どもとの接し方や保育の在り方について学んだり，専門性を高めたりする研修の充実を図るための支援に努めます。

(5) 情報提供と評価体制

ア 情報提供の充実

保育所（園）や幼稚園・認定こども園等は，園だよりやPTA総会，参観日，お遊戯会等，多様な方法や場面を活用して保育・教育に関する情報の積極的な提供に努めます。

イ 評価体制の構築

保育・教育内容の充実を目指し，保護者や関係者等の意見を把握し，幼児教育に反映できる評価体制づくりを支援します。

2 「保育士・教員等」の資質の向上

保育所（園）・幼稚園・認定こども園等における幼児教育の充実を目指し，保育士・教員等の研修や講演会等への参加の機会を確保し，保育士・教員の資質の向上を図ります。

(1) 研修機会の確保

ア 研修の情報提供

国や県及び呉市が主催する研修会等について積極的に情報提供します。

イ 講演会の支援

呉市保育連盟や呉市私立幼稚園協会等が主催する講演会の充実に向け支援します。

(2) 研修内容の充実

ア 各種研修会の充実

保育所保育指針，幼稚園教育要領，幼保連携型認定こども園教育・保育要領の理解推進のため，ニーズに応じた各種研修会の支援に努めます。

イ 研究発表，保育の公開研究会の充実

日々の実践を積み重ね，その実践を検証し，成果と課題をまとめたものを発表したり，保育を公開したりするための支援に努め，指導力の向上を図ります。

3 地域ぐるみの教育の推進

(1) 地域における子どもの居場所や活動の場の確保

ア 公共施設の活用

子どもたちが気軽に遊び，親同士も気軽に集まれる場を確保するため，児童館やまちづくりセンターなど，既存公共施設の一層の活用を推進します。

イ 団体への支援の充実

呉市保育連盟，呉市私立幼稚園協会，呉市PTA連合会，呉市青少年補導員連絡協議会，呉市子ども会連合会等の児童生徒の健全育成に関連する各種団体との連携や活動への支援を充実させます。

(2) 家庭教育への支援の充実

ア 相談・支援活動の充実

呉市教育会と連携して，相談活動の充実を図ります。

特別支援を必要とする子どもが，住み慣れた地域で安心して生活をし，自立と社会参加することを促進するため，保健・医療・福祉・教育等の専門機関との円滑な連携の下，児童療育相談事業等の充実を図ります。また，児童発達支援や保育所等訪問支援などの障害児通所支援事業の充実に努めます。

イ 民生委員・児童委員活動への支援

児童虐待等の対応が増加する等，地域活動における民生委員・児童委員の役割はますます大きくなっていることから，引き続き連携し，活動を支援します。

(3) 交流の充実

ア 世代間・異年齢児との交流の充実

保育所（園）・幼稚園・認定こども園等で実施している世代間交流や異年齢児交流の充実に努めます。また，小学生や中学生との合同運動会や学習発表会等の行事を通じた交流や日常の交流の充実に向けた支援をします。さらに，高校生の保育ボランティアへの参加を促します。

イ 体験の機会の確保

キャリア教育の視点から，中学生及び高校生が保育所（園）・幼稚園・認定こども園等で職場体験を実施する機会を確保します。

ウ 園庭・園舎の開放

保育所（園）・幼稚園・認定こども園等の園庭・園舎を開放し，子育て相談や未就園児の親子登園等の推進及び保護者や子どもの交流の充実を図るための支援に努めます。

4 保幼小連携教育の推進

(1) 保育所（園）・幼稚園・認定こども園等相互の連携

ア 保育所（園）・幼稚園・認定こども園等と行政等関係機関・組織の連携

広島県教育委員会が主催する園長等運営管理協議会等の研修への参加を呼び掛け，保育所（園）・幼稚園・認定こども園等の連携の充実を図ります。

イ 合同行事や合同活動の実施の促進

保育所（園）・幼稚園・認定こども園等が相互理解できるよう、合同行事や合同活動の実施の促進を図ります。

(2) 保育所（園）・幼稚園・認定こども園等と小学校の連携

ア 相互の保育や授業への参加の促進

小学校の参観日や授業研究及び公開研究会等を行う際に、地域の保育所（園）・幼稚園・認定こども園等に対して小学校から情報を発信し、連携の機会を増やします。

イ 保育課程・教育課程等に関する研修の充実

乳幼児期の多様な体験・遊びを通しての学びを小学校での学びにつなげ、安心して小学校での生活をスタートできるような教材の開発や接続期の保育課程・教育課程の作成等、保幼小の接続を見通した保育課程・教育課程の編成・実施の促進を図ります。

ウ 合同行事や合同研修会の実施の促進

乳幼児の生活及び発達や学びの連続性等を重視して、保育所（園）・幼稚園・認定こども園等と小学校が相互理解できるよう、合同行事や合同研修会の実施の促進を図り、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

第5章 計画の推進

1 推進体制

呉市の保育所（園）、幼稚園、認定こども園等及び小学校並びに行政等の関係機関が連携し、乳幼児期の教育から小学校の教育への円滑な接続を図るために、「呉市保幼小連携に関する代表者会」を設置します。

呉市保幼小連携に関する代表者会委員は次のとおりです。

委 員
呉市小学校長会会長
呉市私立幼稚園協会理事長
呉市保育連盟会長
呉市福祉保健部子育て施設課長
呉市福祉保健部子育て支援課長
呉市教育委員会教育部教育総務課長
呉市教育委員会教育部学校教育課長
呉市教育委員会教育部学校安全課長

2 進捗の管理・評価

今後、P D C Aサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗管理・評価では、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

資料

(※1) 呉市の保育所(園)・幼稚園・認定こども園の状況

1 公立保育所(平成27年5月1日現在)

名 称		名 称		名 称	
1	中央乳児保育所	6	下蒲刈保育所	11	蒲刈保育所
2	山の手保育所	7	音戸保育所	12	安浦中央保育所
3	中新開保育所	8	波多見保育所	13	安登保育所
4	三坂地保育所	9	倉橋保育所	14	ゆたか保育所
5	皆実保育所	10	明德保育所	在籍児童数 920人	

2 私立保育所(園)(平成27年5月1日現在)

名 称		名 称		名 称	
1	川原石保育園	13	鍋保育所	25	鈴らん保育園
2	原保育園	14	阿賀保育園	26	ときわ保育園
3	延崎保育園	15	横路保育所	27	警固屋みらい保育園
4	川尻保育所	16	徳風保育園		みらい乳児保育園
5	救世軍呉保育所	17	名田保育園		(警固屋みらい保育園分園)
6	嶺南荘保育所	18	長浜東保育所	28	昭和第2園ココロ
7	平原保育園	19	仁方保育園	29	郷原保育所
8	至心保育所	20	呉聖園マリア園	30	坪内保育園
9	銀の鈴保育園	21	臨海保育所	31	吉浦保育園
10	大心保育園	22	焼山保育園	32	天応保育園
11	落走保育園	23	昭和保育園	33	くれよん保育園
12	後藤保育所	24	明和保育園	在籍児童数 2,626人	

3 公立幼稚園(平成27年5月1日現在)

名 称	
1	豊島幼稚園
2	ゆたか幼稚園
在籍園児数 22人	

4 私立幼稚園（平成27年5月1日現在）

名 称		名 称		名 称	
1	阿賀中央幼稚園	11	至心幼稚園	21	やよい幼稚園
2	呉中央幼稚園	12	宝徳幼稚園	22	とくふう幼稚園
3	山手幼稚園	13	白鳩幼稚園	23	花の木幼稚園
4	せんとく幼稚園	14	天応めぐみ幼稚園	24	昭和幼稚園
5	聖慈幼稚園	15	明德幼稚園	25	焼山みどり幼稚園
6	みのり幼稚園	16	焼山こぼと幼稚園	26	スカウトランド ひまわり幼稚園
7	ひかり幼稚園	17	わかば幼稚園		
8	青蓮寺幼稚園	18	焼山フタバ幼稚園	27	川尻光幼稚園
9	善通寺幼稚園	19	桜ヶ丘幼稚園	28	安浦幼稚園
10	呉あそか幼稚園	20	西方寺幼稚園	在籍園児数 2,882人	

5 認定こども園（平成27年5月1日現在）

名 称	
1	呉第一こども園
2	宮ヶ迫保育園
3	焼山こぼと
在籍児童数 244人	

(※2) 子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て関連3法」とは次の三つの法律を指します。

- ① 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ② 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

呉市幼児教育振興計画
平成28年度～平成32年度

発行 呉市教育委員会学校教育課

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号

TEL 0823-25-3457

FAX 0823-24-9807

E-mail gakukyou@city.kure.lg.jp